

大綱 2 地域社会づくりの施策

大項目 1. 人権の尊重

まちの の 現況

21世紀は人権の世紀といわれ、国際社会においても「人権尊重」が大きな潮流となっています。本町では、平成17年に「松伏町人権施策推進指針」を定め、町民一人ひとりが人権を尊重し、真の豊かさを実感できる「差別のない明るい社会」の実現をめざしています。しかしながら、依然として*同和問題や*配偶者暴力（DV）、児童・高齢者に対する虐待が発生しています。最近ではインターネットを使ったいじめなど、新たな人権問題も発生しています。

これらの原因のひとつに、人権尊重の理念が十分に定着していないことが考えられます。本町では、人権教育全体計画に沿って、各小中学校で生徒や地域の実態に応じた取り組みを行っています。また、人権教育指導者養成講座や町職員を対象とした研修会の開催、*人権擁護委員と連携した人権相談を毎月開催しています。

今後の の 課題

人権尊重の理解や意識の浸透

基本的な 方針

人権の尊重を認識するため、学校教育や社会教育における人権教育を推進するとともに、啓発に努めます。

人権を守るため、関係機関と連携を図り、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。

活動 目標

お互いが尊重し合える社会を形成するために。

人権に関する
研修参加者数

392人

5年間

470人

*同和問題：日本社会の歴史的な過程において形成された身分制度にもとづく差別により、経済的・社会的・文化的に卑下される立場におかれ、現代社会においてもこれらの差別意識が基本的な人権を侵害している問題のこと。

*配偶者暴力（DV）：一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

*人権擁護委員：法務大臣が委嘱し、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していく活動を行う者のこと。

施策目標

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（５段階）～

人権に関する啓
発や学習機会

2. 91pt

5年間

3. 79pt

基本計画

（１）教育・啓発活動の推進

①人権教育の推進

人を大切にする心を育むため、心身の発達に応じた人権教育に努めます。

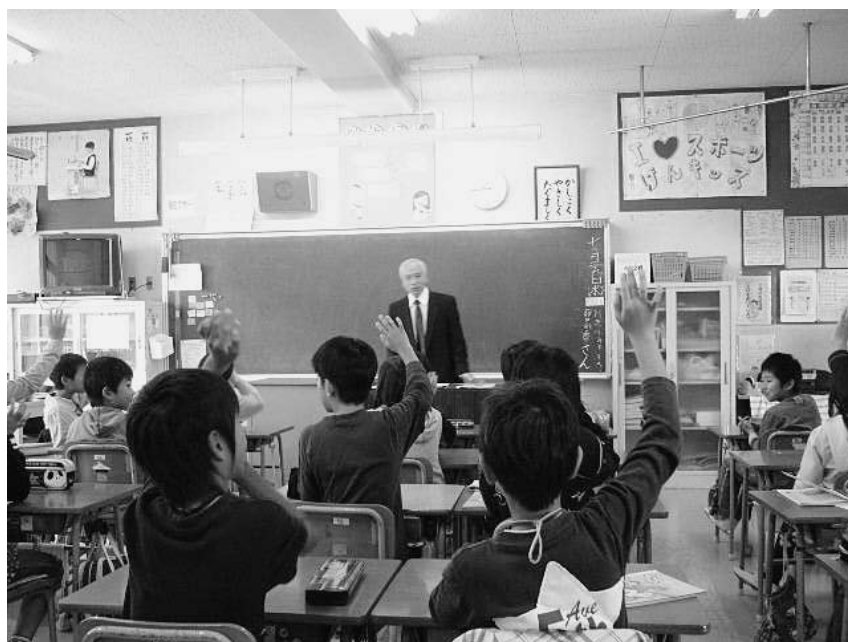
②啓発活動の推進

自然な形で人権の尊重が浸透するように、効果的な啓発活動の推進を図ります。

（２）人権を守るための仕組みづくり

①相談体制の充実

人権に関するさまざまな問題に対応するため、関係機関と連携を図り、相談体制の充実に取り組めます。



人権教育の様子

大綱 2 地域社会づくりの施策

大項目 2. 男女共同参画社会の確立

まちの 現況

国の男女共同参画基本計画においては、公的・私的分野を問わず政策・方針決定への女性の参画の拡大を率先することや*男女雇用機会均等の推進、仕事と家庭・地域生活の両立支援を掲げています。本町では、まつぶしコミュニケーションプランの策定や松伏町男女共同参画推進条例の制定により、その社会の確立をめざしています。

しかし、固定的な性別役割分担の意識や社会慣行は根強く残っています。本町では、考えるきっかけとなるような研修やセミナーなどを開催し、また文章・イラストの表現へ配慮することとしています。

定期的に女性相談を開催し、相談者の心身状態を把握し適切な対応に努めてきました。今後も*配偶者暴力（DV）被害者の一時的な保護や関係機関との連携強化により支援体制の整備を進めていきます。

今後の 課題

男女がともに支えあう社会の仕組みづくり

基本的な 方針

さまざまな分野における男女の意識改革に努め、男女がともに政策・方針決定に参画できる機会の提供に努めます。

男女が自らの意思決定によりバランスのよい家庭生活や社会生活を営める社会づくりに努めます。

女性の人権侵害の防止に努め、相談・支援体制の充実に努めます。

活動 目標

男女がともに参画できるまちにするために。

まつぶしコミュニケーションプラン
の進捗率

—

5年間

100%

男女がともに構成員
数の4割以上である
審議会等の割合

19.6%

5年間

100%

*男女雇用機会均等：男女の職業生活における募集、採用、配置、昇進などの待遇の機会を均等に確保すること。また、法的にはセクシュアルハラスメントも抑制している。

*配偶者暴力（DV）：一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。

施策目標

女性人材リス
トの登録者数

18人



5年間

50人

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（5段階）～

男女共同参画社会
に関する啓発や学
習機会の提供

2. 91pt



5年間

3. 79pt

基本計画

（1）啓発活動の推進

①固定的性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担の意識を解消するため、啓発活動や情報提供、教職員研修の充実を図ります。

②生涯にわたる男女平等教育の推進

お互いの性別と人権を尊重する意識の浸透を図るため、家庭・地域・学校など身近な場所での男女平等教育を推進します。

（2）男女共同参画のための基盤づくり

①男女共同参画の推進

男女共同参画に関するさまざまな問題を解決するため、男女共同参画基本計画にもとづき、啓発活動や環境整備、町政運営などの女性参画を推進します。

②相談・支援体制の充実

女性の人権に関するさまざまな問題に対応するため、関係機関と連携を図り、相談・支援体制の充実に取り組みます。

大綱2 地域社会づくりの施策

大項目3. 協働によるまちづくり

まちの 現況

地方への分権が進み、自治体運営の自由度が増す一方で、人々の価値観の多様化や生活様式の複雑化により、今までのような行政主導による公共サービスの考え方では十分に対応できないものが増えています。また、地域における住民相互の協力による問題解決機能の低下も懸念されています。

本町においては、社会福祉サービスや公共施設の管理などを*NPOや民間企業などへ業務委託することにより、専門的かつ柔軟で効率的なサービスが提供できるようになりました。

政策形成過程においては、町民意見を募集し意思決定に反映させることを制度的に確立しています。今後も、町民意見反映手続制度や、町民の声ボックスなどを活用し、まちづくりの*協働体制を整備することが求められています。

今後 の 課題

多様化した住民ニーズへの対応

地域と行政がともにサービスを担う仕組みづくり

地域活性化を助長する活動の促進

基本 的な 方針

町政に関する情報を積極的に提供し、町民と行政とのパートナーシップを確立させます。

町民の自主的なまちづくり活動を支援し、協働の担い手育成を図ります。

活動 目標

地域と行政が協働してまちづくりをするために。

町民の声ボ
ックス受付件数

64件

5年間

100件

町ホームページ
アクセス件数

115,334件

5年間

130,000件

*協働：一般的には協力して働くことをいうが、ここでは住民と行政が共通の意識を持ち課題に取り組むことをいう。

*NPO：営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体（非営利組織）の総称で、「Non Profit Organization」の略。

広聴集会など
の参加者数

—

5 年間

800人

施策 目標

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（５段階）～

町の活動に直接
参加できる機会
の充実

2. 89pt

5 年間

3. 73pt

基本 計画

（１）協働の仕組みづくり

①協働の仕組みの調査・研究

他自治体の先進事例などをふまえ、本町にふさわしい協働のあり方を研究します。

②情報公開の推進

まちづくりに対する意識啓発を図り、協働を促進するため、各種議事録や計画案などの町政運営に関する情報を分かりやすく提供します。

（２）協働の担い手の育成

①コミュニティ活動への支援

町民が自主的にまちづくりを担うことができるよう、活動拠点の整備・充実を図るなど、*コミュニティ活動への支援に努めます。また、意識啓発のための情報の提供に努めます。

②ボランティア活動への支援

町民が地域社会に問題意識を持ち、その問題解決に向けて自主的に行動を起こすことができるように、*ボランティア活動の普及と啓発に努めます。

また、ボランティア活動の初心者も経験者も気軽に参加できるよう、さまざまな情報を収集するなどの支援に努めます。

*コミュニティ活動：地域住民のふれあいや連帯を軸として、自主的に住みよい地域社会を形成すること。

*ボランティア：自発的な思想にもとづき、営利を求めず、公共性のある活動を行う人。

大綱2 地域社会づくりの施策

大項目4. 生涯学習の推進

まちの 現況

高度情報化・国際化の進展にともない、新しい知識への探究心が高まり、また豊かなところや生きがいを持った人生を送るため、趣味や余暇の時間を充実させたいという意欲が高まりつつあります。これらは教育基本法に「*生涯学習の理念」として明確にうたわれており、また地域社会の活性化や高齢者の社会参加、青少年の健全育成につながるものです。

本町では、各公民館やB & G海洋センターを社会教育や社会体育の推進施策の中心に位置づけ、活動グループの成果発表の場やだれもが気軽に音楽やスポーツに参加できる場を提供しています。

また、歴史や伝統文化の理解を深めるための学習材料として、松伏町史民俗編を刊行しています。

今後の 課題

学習意欲の向上

生きがいのある人生への支援

基本的な 方針

活力ある地域社会を築くため、自主的に生涯学習に参加し、学習の成果を地域に還元できる環境づくりに努めます。

学習環境を整えるため、各種講座や大会などの情報提供、利用しやすい施設の整備に努めます。

町民一人ひとりが自分の世界を広げることができるよう、さまざまな地域の人々と交流を深めることができる機会の提供に努めます。

活動 目標

いつでもどこでもだれでも学習できる環境をつくるために。

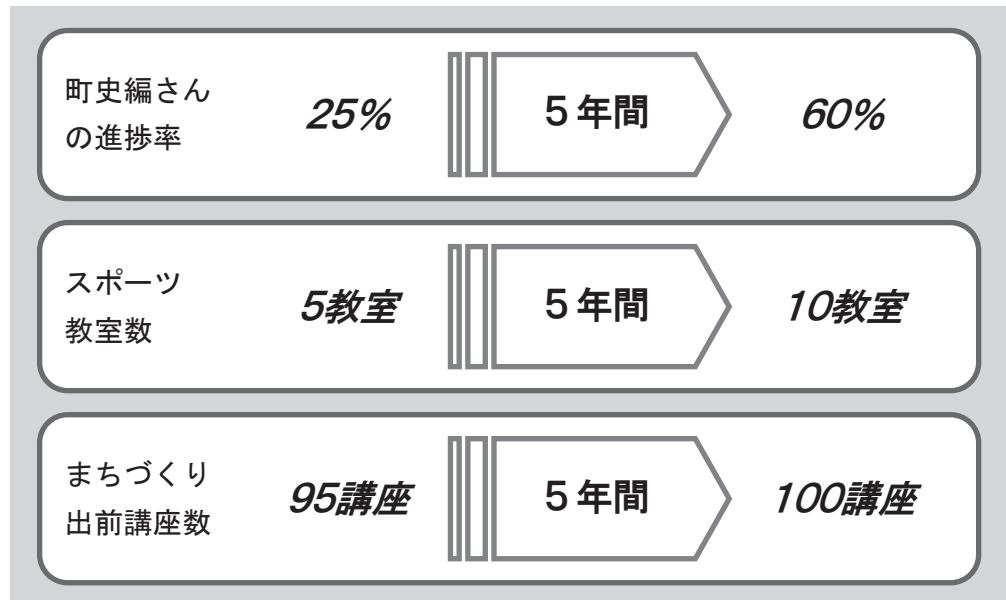
文化・芸術活動
に関する講座数

19講座

5年間

20講座

*生涯学習：自己の自由な意思にもとづき、それぞれにあった方法で生涯にわたって学んでいくこと。生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律により、法制化された。



施策目標

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（５段階）～

文化活動・スポーツ活動の充実 2. 99pt 5年間 3. 76pt

基本計画

（１）生涯学習推進体制の整備

①生涯学習施策の推進

「松伏町生涯学習推進基本構想・基本計画」にもとづき、多様化する町民の学習ニーズに対応するため、関係機関と連携を図り、だれもがいつでも自主的に学ぶことができる環境づくりを推進します。

②情報収集・提供の充実

町民がライフスタイルに応じて身近な地域で学ぶことができるよう、生涯学習に関するニーズの把握や情報の提供に努めるとともに、収集した情報をさまざまなかたちで提供します。また、学習に関する相談体制を整備します。

③活動拠点の整備・充実

音楽やスポーツなどを日常的に楽しむことができるよう、既存施設を有効に活用しながら、安全性・利便性に配慮した活動拠点の充実を図ります。

（２）文化・芸術活動の充実

①文化・芸術活動の支援

町民が持つ知識や技能、経験などを活かした文化・芸術活動を創造するため、習得した成果や作品を発表する機会の充実、活動に関する情報の提供、各種団体や指導者の育成に努めます。

②音楽によるまちづくりの推進

音楽を愛し、夢や希望にあふれる子どもたちの活動への支援やグループの育成、また町民が気軽に音楽に親しむことができ、日常生活の中に音楽があるまちをめざします。

③歴史・文化の保存と継承

町内に残る文化財の歴史的価値を見出し後世へ残すため、歴史史料を調査・収集・研究し、町史の編さん及び文化財の保護を行います。

(3) 生涯スポーツの充実

①スポーツ・レクリエーション活動の支援

町民の体力の向上と健康の増進を図るため、スポーツ・レクリエーション活動の支援と環境の整備に努めます。

②生涯スポーツの啓発

子どもから高齢者まで生涯をとおして、*ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動を日常的に楽しむことができるよう、スポーツに関する情報の収集、提供などに努めます。

(4) 広域交流の推進

①国内交流の推進

他自治体との相互理解や本町の活性化を図るため、自然・文化・産業などをおとした交流を図ります。

②国際交流の推進

国際化の進展にともなう*グローバル社会に対応するため、町民主体の交流団体と*協働で、青少年の国際交流を推進します。

③多文化共生の推進

外国籍住民の増加にともない、地域社会での多文化共生を推進します。

*ライフステージ：人の一生を段階区分したもの。通常は、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分ける。

*グローバル社会：経済活動や文化、価値観などが国境を越えて形成されている社会。

*協働：一般的には協力して働くことをいうが、ここでは住民と行政が共通の意識を持ち課題に取り組むことをいう。



親子いきいきふれあいコンサート



ロードレース大会



青少年国際交流の様子